

平成27年度の保育園利用希望者の入園申請について

お問い合わせ 市役所社会福祉課 子育て支援室 保育係 ☎63-5113 または、各保育園

来年4月以降、市内の保育園の利用を希望する方は以下の手続きをお願いします。

◆保育園の利用が可能な児童

保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども

◆入園手続きについて

今までは、保護者の方からの保育園入園申請により、入園の可否を審査してきましたが、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」により、入園申請と同時に、保育の必要性と必要量の認定申請をしていただくこととなります。(現在、保育園に在園中で、新年度の継続入園を希望する方も同様に認定申請が必要です。)

【保育の必要性と必要量の認定とは】

保育が必要な事由(就労、出産前後など)に該当しているか、また、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育の必要量(保育時間)を認定するものです。

保育の必要量は、保育標準時間認定(最長11時間の利用)と保育短時間認定(最長8時間の利用)に分けられます。(それぞれ延長の利用は可能です。)

- ・保育標準時間(最長11時間) … 父母ともに就労時間が月120時間以上、出産前後など
- ・保育短時間(最長8時間) …… 父母いずれかが就労時間が月48時間以上120時間未満、就職活動中など

「認定申請書」と「保育園入園申請書」(継続入園希望の方は「継続入園調査書」)は、10月20日(月)以降、各保育園、市役所、各支所・行政サービスセンターに配置の予定です。また、同時期に市ホームページからダウンロードできるよう整備する予定です。

保育園利用希望の方は、認定申請書、入園申請書と併せ、保育を必要とする証明書類(就労証明)を提出してください。

証明書類の内容によって、保育標準時間または保育短時間の認定をします。

◆保育園利用までの流れ

【保護者】

- ・認定申請書
 - ・入園申請書(継続入園調査書)
 - ・保育を必要とする証明書(就労証明等)
- ※提出先は市役所、各支所・行政サービスセンターまたは保育園

市に提出

【佐渡市】

認定申請と入園申請受付
保育の必要性と必要量を認定
※希望保育園の申込状況等によっては利用調整(利用可能な保育園のあっせん等)をします。

認定証と入園承諾書の交付

◆申請受付期間 11月4日(火)～11月28日(金)

◆保育料について

今後、保護者の課税状況に応じた基準額を設定し公表します。現在の保育料水準にて保育標準時間の保育料を基準として、保育短時間の保育料も併せて設定する予定です。また、認定した利用時間を超える延長利用の場合の料金も同時に設定します。

なお、子育て支援の一環として、同一世帯から同時入園の場合、引き続き2人目からの保育料を無料とします。

◆認定証の交付と入園承諾

認定申請があった方には、「認定証」を交付します。また、入園申請の承諾については、平成27年2月上旬に承諾書を送付する予定です。

保育の実施基準に該当しないため、認定されない場合があります。また、希望者多数で保育園の定員を超えるなどの場合、保育の必要性の事由によっては、希望の保育園を利用できない場合もありますので予めご承知ください。